

山形県立特別支援学校

統合型校務支援システム基本設計委託仕様書

令和6年3月

山形県教育局特別支援教育課

## 1. 概要

### 1-1 業務名

山形県特別支援学校統合型校務支援システム基本設計業務委託

### 1-2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日

### 1-3 背景・現状

本県では、学校現場の教員の負担を軽減するために、ICTを活用した教員業務の改善に取り組んでいる所である。既に、県立高等学校・中学校において令和3年度に統合型校務支援システムを導入し業務改善を図っている。しかし県立特別支援学校においては、未だ県で統一された統合型校務支援システムが導入されておらず、各校独自の様式や方法で児童・生徒のデータ処理を行っているのが現状である。

### 1-4 システム化にあたっての目的

県立特別支援学校統合型校務支援システム（以下システムという）を導入し、データの一元管理をすることで帳票等の作成業務や二重入力、転記ミスをなくし教員業務の負担軽減を図るとともに、特別支援学校の教育の質の向上や山形県立学校セキュリティ基盤上で特別支援学校の校務情報資産の安心・安全な運用を可能にする。目的達成のため、本事業の実施方針や計画等の要件を具体化し、システム構築・運用保守について基本設計業務を行い、円滑な導入を進める。

## 2 業務の内容

### 2-1 概要

本業務に係る主な業務内容について、以下に示す。なお、本項目に記載のない業務でも山形県（以下、「県」という。）と協議の上、必要と判断した業務については、県と受託者の協議の上で実施すること。

- (1) 各校の校務処理状況等の現状調査を踏まえた基本構想の策定
- (2) 基本構想を反映した機能要件及び非機能要件の基本設計
- (3) 構築・運用保守業務の調達仕様の策定と費用の算出

## 2-2 システムの概要

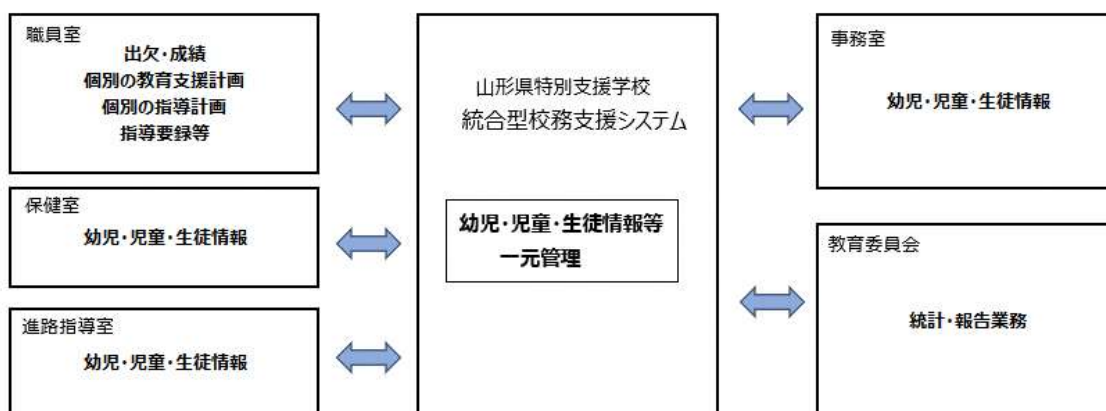


図 2-1 システム概要

## 2-3 利用環境

- (1) 県立特別支援学校教職員数 約 800 人
- (2) 県立特別支援学校生徒数 約 1,100 人
- (3) 本県の教育情報ネットワークは下記のとおりである。
  - 校務系ネットワーク  
インターネット環境から分離されたネットワーク
  - 校務外部接続系ネットワーク  
教職員がインターネットに接続するネットワーク
  - 学習系ネットワーク  
主に授業等で教職員及び児童生徒がインターネットに接続するネットワーク
  - 学習系無線ネットワーク  
主に普通教室に整備されたアクセスポイントを経由し、各校から直接インターネットに接続するネットワーク

## 2-4 各校の校務処理状況等の現状調査を踏まえた基本構想の策定

- (1) 基本構想の策定
  - ①本業務の背景や目的を踏まえたシステムの基本構想を策定すること。
  - ②各校の校務処理状況を調査し、業務フロー等も含めまとめること。
  - ④現地調査を実施し、ヒアリング等をおして現状を把握すること。
  - ③システム導入後の業務フローを策定すること。

※調査対象校は「山形県立特別支援学校一覧」を参照

## 2-5 基本構想を反映した機能要件及び非機能要件の基本設計

### (1) 機能要件の作成と合意形成

- ①下記の想定する機能要件について機能適合確認表を作成し、県の承認と各校の合意形成を図る。
  - ・学籍、時間割・履修、個別の教育支援計画、個別の指導計画、出欠、成績、指導要録・調査書、進路、生徒指導、部活動・委員会保健、事務、卒業生、マスタ管理
- ②教職員の校務事務の負担軽減や標準化が図れる機能要件とすること。
- ③教育情報セキュリティポリシーを考慮した機能要件とすること。
- ④機能要件適合確認表に基づき、各校に対し機能の照会・確認作業を行う。
- ⑤照会・確認にあたっては、各校が機能の要否について容易に判断が行えるよう、デモ画面や帳票を提示しながら、合意形成を図ること。
- ⑥機能の照会・確認作業における学校側の負担軽減に配慮すること。
- ⑦使用するマスタの範囲の確定を行うこと。
- ⑧カスタマイズの必要性とその範囲を明確にすること。

### (2) 非機能要件の設計

下記に示す非機能要件についての設計を行うこと。

- ①クラウドサービス方式、又はデータセンター方式の両案について行う。
  - a) クラウドサービスを利用する場合の要件
    - ・民間クラウドの利用にあたっての選定要件
    - ・利用するクラウドサービス要件
    - ・クラウドサービス利用にあたっての遵守事項の要件
    - ・クラウドサービスにおけるセキュリティ要件
  - b) データセンターを利用する場合の要件
    - ・データセンターの立地要件、施設要件、セキュリティ要件、電源・空調設備要件
    - ・導入するシステムに必要なサーバ機器類の要件
- ②ネットワーク要件

県が令和6年度に予定している「県立学校次期教育システム基盤及び教育情報ネットワーク基本設計業務」と連携を図り、下記の制御方法についてセキュリティと操作性を考慮したネットワーク構成の設計を行うこと。

  - a) インターネットと分離した境界制御

b) 端末の認証等によるアクセス制御

③セキュリティ要件

文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」や「山形県立学校教育情報セキュリティ対策基準」の内容をもとに、セキュリティ要件を定義すること。

④システム運用要件

システムの運用時間やメンテナンス時間の要件を定義すること。

⑤性能・信頼性要件

成績や出欠、個別の指導計画等のデータ入力画面や帳票の表示速度について、根拠に基づいた性能要件及びシステムの信頼性について定義すること。

⑥拡張性・上位互換性要件

システムのバージョンアップや機能追加、学校の統廃合や新設等の拡張要件及びシステムを構成するソフトウェア等のバージョンアップ等の上位互換要件を定義すること。

⑦システム方式に関する要件

構築するシステムの方式におけるセキュリティや操作性、ネットワーク要件について定義すること。

⑧作業管理要件

業務実施計画や業務管理要件及び設計・製造・テスト工程における要件について定義すること。

⑨操作研修要件

利用者目線に立った操作研修方針及び研修計画を定義すること。

⑩データ移行要件

次の項目についてデータ移行の要件を定義すること。

- ・データ移行方針
- ・データ移行計画
- ・契約終了時のデータ抽出

#### ⑪運用・保守要件

次の項目について運用保守の要件を定義すること。

- ・ヘルプデスク要件
- ・運用要件
- ・保守要件
- ・運用保守体制
- ・運用・保守計画

#### ⑫その他

基本設計で必要な事項について、県と協議の上、要件定義を検討、実施すること。

### 2-5 構築・運用保守業務の調達仕様の策定と費用の算出

#### (1) 調達支援

構築及び運用業務の調達仕様書を案の作成を行うこと。詳細は基本設計を基に県と協議の上行うこと。また、令和7年度予算における調達業務に係る事務作業について、県からの問い合わせへの対応支援を行うこと。また、関連事業の業務内容と重複もしくは不足が生じないよう関連事業者と連携すること。

#### (2) 費用の算出

構築から運用終了まで(令和7年度～令和12年度)の期間に発生する費用(機器、更新作業、運用保守等を含むすべての費用)の算出を行い、費用積算書を作成し、県に提出すること。

### 3 実施体制・スケジュール

#### 3-1 事業計画書の作成

受託者は、契約後速やかに以下の事項を記載した事業計画書を作成し、県へ提出すること。

- ①本調達の目的
- ②進捗管理方法と内容
- ③各作業工程の内容
- ④組織体制
- ④本調達の関係者とその役割
- ⑤全体スケジュール

3-2 受託者は本仕様書の定める事項を遵守し、作業を円滑に遂行するために必要な体制を整備すること。各要員の役割及び要件は下記のとおりとする。

(1) 統括責任者

本業務を統括する責任者

(2) 主任責任者

本業務のプロジェクト管理に責任を持ち、原則として本業務に専念できる者

(3) 部門責任者

各部門、業務ごとの責任者

(4) 作業員等

各部門において作業に従事する者

3-3 コミュニケーション管理・会議体

(1) 業務の進捗報告や課題共有等について隔週1回定例会を開催すること。

Web 会議ツールを受託者にて用意する場合は県の承認により Web 会議での開催も可とする。

(2) 「定例会」では、進捗状況、課題対応状況、その他本業務の進捗に影響を及ぼし得る課題、問題事項等を把握、整理し、県に報告すること。

(3) 会議体の開催頻度は本業務の進捗状況により必要に応じて変更できること。

(4) 会議体における進捗状況の報告については、県の了解した基準等に基づき、定量的に実施すること。

(5) 受託者は、会議開催時には議事次第を確定の上、会議出席予定者に対して事前に通知を行うこと。また、議事録を作成し、打合せ後5営業日以内に県の承認を得ること。

(6) 必要に応じ関連事業者と会議等を行うこと。その場合は事前に県の承認を得ること。なおその際の議事録は受注者が作成し、県に提出し内容の確認を受けること。

3-4 関連事業

本業務の遂行にあたり、必要に応じて以下の関連事業者等と適宜打ち合わせ及び調整を行うこと。また、本業務に関して関連事業者側で作業が発生する場合は、関連事業者に対し作業内容に関する説明を事前に行い、県の承認を得ること。関連事業は、以下の表 3-1 に示す。

表 3-1 関連事業

担当課	業務名	既存/新規
高校教育課	山形県立高等学校等統合サーバ運用管理業務	既存
高校教育課	山形県教育情報セキュリティ対策に係る構築・運用業務	既存
高校教育課	山形県統合型校務支援システム構築・運用業務	既存
高校教育課	県立学校学習系無線ネットワーク環境整備・運用業務	既存
高校教育課	山形県統合サーバ再構築業務に伴う基本設計業務（仮称）	新規
高校教育課	県立学校次期教育システム基盤及び教育情報ネットワーク基本設計業務	新規

#### 4 成果物等

##### 4-1 成果物及び提出期限

以下の「表 4-1 成果物一覧」に関して、県の承認を受けた上で、提出すること。

提出の形式は、電子媒体と紙媒体（A4 判縦または、横書き。日本語表記のもの）で各 1 部提出すること。文書ファイル形式は、Microsoft Office 2010 以上の Word、Excel、PowerPoint などの形式で提出すること。また、全て PDF 形式に変換したのもも提出する。

表 4-1 成果物一覧

No.	成果物	提出時期
1	事業計画書	契約締結後速やかに
2	会議議事録	会議後 5 営業日以内
3	費用積算書	令和 6 年 9 月中旬ごろ
4	基本設計書	令和 6 年 12 月基本設計完了後
5	帳票一覧	基本設計書と同時
6	業務フロー	基本設計書と同時
5	調達仕様書(案)	令和 7 年 1 月中旬まで
6	業務完了報告書	令和 7 年 2 月 28 日まで
7	その他、県が必要とした書類	適宜

##### 4-2 中間報告会

以下の内容を記載した報告書を作成し、報告会を開催すること。

- (1) 基本構想の概要
- (2) 費用積算の概算



#### 4-3 最終報告会

以下の成果物に基づき、最終報告会を開催すること。

- (1) 基本設計書
- (2) 費用概算書
- (3) 調達仕様書（案）

#### 5 その他

- (1) 業務実施にあたっては、県の指示に従い、山形県情報セキュリティポリシー及び山形県県立学校教育情報セキュリティ対策基準等について遵守すること。
- (2) 受託者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (3) 本委託業務による成果品の著作権の取り扱いは、次のとおりとする。
  - ①契約目的物のうち県のために新たに作成されるものについては、受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権/翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。
  - ②受託者が従前から所属していた著作権及び第三者が権利を有する著作物は、(1)の規定にかかわらず、受託者または当該第三者に帰属するものとする。この場合において、受託者は、当該著作権について、県及びその指定する者が必要とする範囲で、県及びその指定する者に対し、無償で利用することを許諾するものとする。
  - ③受託者は、(1)及び(2)に基づき県に著作権を譲渡し、あるいは県及びその指定する者に無償で著作権法に基づく利用が許諾された契約目的物に関し、著作権法第18条(公表権)、第19条(氏名表示権)及び第20条(同一性保持権)を行使しないものとする。
- (4) 業務の作業場所および業務の実施に必要な設備については、県から別途指示がない限り、受注者の責任において確保すること
  - ①山形県庁舎内において作業を行う場合は、「山形県庁舎管理規則」等の県庁舎管理に係る規定を遵守し、場所の使用に係る一切の事項について県の指示に従うとともに、作業従事者の品位の保持に努めること。
  - ②山形県庁舎内における業務の実施時間は、打合せ等の開始時間や進捗状況等による。
  - ③山形県庁舎へ来庁を要請する日以外は、本業務のために業務従事者の事業所等への常駐や待機を行う必要はないが、電話やメール等で速やかに連絡が取れるようにすること。

- (5) 使用物件・資料については以下に留意すること
- ①業務の実施にあたり、必要と認められる資料等については貸与する。ただし、善良な管理者の注意義務をもってこれを保持し、県の承諾なく第三者に公表又は貸与してはならない。
  - ②プロジェクト完了等により県が使用させた資料および帳票等が不要になった場合、当該資料を県に返却すること。資料等を複写している場合は複写物を破棄するとともに、破棄した旨書面で報告すること。
- (6) 業務の実施に必要な経費およびその他の一切の経費は、原則として本委託業務に含むものとする。
- (7) 受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図書等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
- ①取得した時点で、既に公知であるもの
  - ②取得後、受注者の責によらず公知となったもの
  - ③法令等に基づき開示されるもの
  - ④県から秘密でないと指定されたもの
  - ⑤第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県と協議の上、承認されたもの
- (8) 受注者は、契約期間終了後、県から本業務に関し照会があった場合は、その照会に適切に応じること。なお、照会に応じる期間は、本業務契約終了の日から1年間とする。

### 山形県立特別支援学校一覧

No.	学校名	住所	障がい種別
1	県立山形盲学校	上山市金谷字金ヶ瀬 1111	視覚障がい
2	県立山形聾学校	山形市大字谷柏 20	聴覚障がい
3	県立酒田特別支援学校	酒田市宮海字新林 307	聴覚障がい 知的障がい
4	県立米沢養護学校	米沢市太田町四丁目 1-102	知的障がい
5	県立米沢養護学校 やまなみ学園分教室	長井市今泉 1812	知的障がい
6	県立米沢養護学校 長井校	長井市歌丸 976	知的障がい
7	県立米沢養護学校 西置賜校	長井市小出 3770-1	知的障がい
8	県立新庄養護学校	新庄市大字金沢字金沢山 1894-4	知的障がい
9	県立村山特別支援学校	山形市大字谷柏元下谷柏 43	知的障がい
10	県立村山特別支援学校 山形校	山形市東原町一丁目 1-9	知的障がい
11	県立村山特別支援学校 天童校	天童市大字貫津 591	知的障がい
12	県立楯岡特別支援学校	村山市楯岡北町一丁目 8-1	知的障がい
13	県立楯岡特別支援学校 寒河江校	寒河江市大字米沢 643-2	知的障がい
14	県立楯岡特別支援学校 大江校	大江町大字三郷丙 1403-1	知的障がい
15	県立上山高等養護学校	上山市宮脇 600	知的障がい
16	県立鶴岡高等養護学校	鶴岡市稻生一丁目 20-33	知的障がい
17	県立鶴岡養護学校	鶴岡市大塚 5-44	知的障がい
18	県立鶴岡養護学校 おひさま分教室	鶴岡市北茅原町 13-1	病弱
19	県立山形養護学校	山形市行才 116	病弱
20	県立ゆきわり養護学校	上山市河崎三丁目 7-1	肢体不自由